

千葉県食品衛生夏期対策期間実施要領

1 目的

食中毒等飲食に起因する事故が夏期に多発することから、特に食品衛生夏期対策期間（以下「期間」という。）を定め、具体的な対策を実施し、食品衛生の確保及び向上を積極的に図ることにより、これらの事故を未然に防止し、もって市民等の健康の保護を図ることを目的とする。

2 実施期間

6月1日から9月30日まで

3 実施主体

医療衛生部生活衛生課、保健所食品安全課

4 実施対象

食品関係営業者、給食関係従事者及び市民

5 実施方法

(1) 食品、添加物等の夏期一斉取締り

厚生労働省及び消費者庁からの通知に基づき、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用、食品及び添加物等の適正な表示等について、食品関係営業者に対する監視指導の強化を図る。

(2) 食中毒予防強調月間

厚生労働省からの通知に基づき、広く市民に食品衛生思想を普及・啓発するため、食中毒予防パレード、リーフレットの配布等を実施する。

(3) 食品衛生講習会等の開催

食品関係営業者、給食関係従事者及び市民に対し、衛生管理の徹底を図るため、次の点に留意して食品衛生講習会を実施する。

ア 食品衛生に関する正しい知識及び食中毒予防対策の普及啓発

イ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理

ウ 「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」の普及啓発

エ HACCPの考え方に基づく衛生管理手法の普及啓発

(4) 広報活動

市広報紙、ホームページ、リーフレット等を効果的に利用し、広く食中毒予防等の広報活動に努める。

(5) その他

期間の実施にあたり、別表に示す関係部局等に対し周知を図ること。

その他必要な事項は、当該年度の千葉市食品衛生監視指導計画によるものとする。

6 附則

この要領は、平成17年5月26日から施行する。

附則

この要領は、平成20年5月12日から施行する。

附則

この要領は、平成22年5月27日から施行する。

附則

この要領は、平成23年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月24日から施行する。

別表

関係部局等	所管課等
市民自治推進部	市民総務課
生活文化スポーツ部	消費生活センター
	スポーツ振興課
こども未来部	こども企画課
幼児教育・保育部	幼保指導課
高齢障害部	介護保険事業課
	障害福祉サービス課
農政部	農政課
	農政センター農業生産振興課
経済部	地方卸売市場
教育委員会学校教育部	保健体育課
教育委員会生涯学習部	生涯学習振興課
保健福祉局	保健福祉総務課
	保護課
保健福祉局健康福祉部	地域福祉課
保健所	総務課
公益社団法人 千葉市食品衛生協会	